



次の場合は 健康保険が使えません

- ① 仕事や家事などの日常生活による単なる疲れ・肩こり・頭痛・体調不良など
- ② スポーツによる筋肉疲労、負傷日や負傷原因のない筋肉痛など
- ③ 症状の改善がみられず、長期にわたる施術
- ④ 神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなどの疾病からくるこりや痛み
- ⑤ 保険診療機関（病院・診療所など）で治療中の負傷等
- ⑥ 労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷等



柔道整復師にかかるとき
健康保険で使える範囲は
限られています

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかるとき、健康保険が使える範囲は限定されています。使用範囲の誤解から、誤った受診をしていませんか？

整骨院・接骨院で 健康保険が使える場合

急性または亜急性の外傷性の骨折・脱臼・打撲・捻挫および挫傷（肉ばなれなど）

※ 骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、医師の診療を受けたうえでの同意が必要です。

